

内閣参質二〇一第一五六号

令和二年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員松沢成文君提出教科書検定基準の近隣諸国条項に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員松沢成文君提出教科書検定基準の近隣諸国条項に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、教科用図書検定制度の見直しについては、御指摘の質疑の後、平成二十五年十一月十五日に、文部科学省において、今後の教科書改革に向けた総合的な政策パッケージとして「教科書改革実行プラン」を発表し、教科用図書検定調査審議会の審議を経て、平成二十六年に教科用図書検定基準等を改正したところである。また、教科用図書検定基準におけるいわゆる「近隣諸国条項」の見直しについては、現時点では決まっておらず、当該条項が、昭和五十七年八月二十六日の内閣官房長官談話の趣旨を受け、同審議会の答申に基づき教科用図書検定基準に加えられたものであるという経緯を踏まえる必要がある。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、教科書制度の在り方は各国の判断に委ねられるべきものであると考えており、御指摘の「配慮」を諸外国に対し求めることは考えていない。